

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和3年7月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る和解について

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等について、次のとおり和解する。

### 1 和解の相手方

借受者 米子市 個人

連帯保証人 米子市 個人

### 2 和解の要旨

和解の相手方は、連帯して442,261円（内訳 育英奨学資金の未返還額279,000円、延滞金157,200円、支払督促申立手続費用4,561円、追納手数料1,500円）を令和3年8月から全額返還するまでの間、毎月月末までに8,000円ずつ（最終支払月にあっては2,261円）県に支払うこと。

### 3 和解の理由

次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断したため。

- (1) 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- (2) 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。